

改正	平成13年8月3日	平成15年3月17日
	平成15年9月15日	平成16年12月6日
	平成17年7月12日	平成18年6月9日
	平成19年7月23日	

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、それに附随する機関（以下「大学」という。）及び八王子学園都市大学（以下「いちょう塾」という。）が開催する公開講座（いちょう塾の場合は講座）及び通信講座（以下「講座」という。）の受講を通じて、職務を果たすうえで、自らの能力を最大限に高めようとする職員に対して、受講に要する費用（以下「受講料」という。）の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより学習しやすい環境づくりを行い、主体的な自己啓発への取り組みを支援することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、八王子市職員（八王子市職員定数条例（昭和24年八王子市条例第22号）第1条に規定する職員）及び他団体への派遣職員（以下「職員」という。）とする。

（助成金の額）

第3条 助成金は、次の各号に掲げる額とする。

- （1） 受講料が2,000円以上100,000円以下の場合は、受講料に2分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
- （2） 受講料が100,001円以上の場合は、50,000円とする。

（助成の申請）

第4条 助成は、職員1人につき、一年度内に1回とする。

2 助成を受けようとする職員（以下「助成希望者」という。）は、大学公開講座受講助成金交付申請書（第1号様式（様式略））（以下「助成申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

- （1） 講座の内容及び受講料が明らかになるもの
- （2） 当該講座受講料の領収書の写し
- （3） 修了証明書又はそれに準ずるものの写し

（助成の決定）

第5条 市長は助成申請書の提出があったときは、第1条に規定する目的に照らし、内容を審査するとともに、適否を決定し、大学公開講座受講助成金交付決定通知書（第2号様式（様式略））又は大学公開講座受講助成金不交付決定通知書（第3号様式（様式略））により、助成希望者に対し、通知するものとする。

2 前項の助成希望者の助成決定の総額は、当該年度の予算範囲内とし、それを超える場合は、抽せんにより決定する。ただし、前年度以前にこの要綱による助成を受けたことのない者（以下「未助成者」という。）の助成申請の総額が当該年度の予算範囲内である場合は、未助成者を優先して助成決定者とする。

（助成決定の取消し等）

第6条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） その他助成することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項に規定する助成金の返還に関することは、市長が別に定める。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。